

練馬区死者情報の取扱いに関する要綱

令和5年3月23日
4練総情第1403号

(趣旨)

第1条 練馬区の機関（区長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員および農業委員会ならびに議会をいう。以下「実施機関」という。）が保有する死者情報の取扱いについては、別に定めるものを除き、この要綱に定めるところにより行うものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、つぎの各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 死者情報 死者に関する情報であつて、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項各号に掲げるものをいう。
- (2) 公文書 練馬区情報公開条例（平成13年10月練馬区条例第61号）第2条第2項に規定する公文書をいう。

(死者情報の取扱い)

第3条 実施機関は、保有する死者情報を当該実施機関内で利用し、または当該実施機関以外の者へ提供するときは、遺族等の第三者の権利利益を侵害しないよう慎重に配慮しなければならない。

(開示対象者)

第4条 この要綱による死者情報の開示の申出は、つぎの各号に掲げる情報（以下「開示対象情報」という。）の区分に応じ、当該死者と密接な関係があつたとみなすことができる当該各号に定める者（以下「開示対象者」という。）が行うことができる。

- (1) 死者である被相続人から相続した財産に関する情報 当該死者である被相続人から財産を相続した相続人
- (2) 死者である被相続人から相続した不法行為による損害賠償請求権等に関する情報 当該死者である被相続人から不法行為による損害賠償請求権等を相続した相続人
- (3) 近親者固有の慰謝料請求権、遺贈等の死者の死に起因して相続以外の原因により取得した権利義務に関する情報 当該死者の死に起因して相続以外の原因により権利義務を取得した者
- (4) 死亡した時点において未成年であつた者に関する情報 当該死者の親権者

2 前項各号に定める開示対象者の法定代理人または当該開示対象者の委任に

よる代理人（以下これらを「代理人」という。）は、当該開示対象者に代わって同項の規定による開示の申出をすることができる。

（開示の申出の手続等）

第5条 開示対象情報の開示の申出（以下「開示申出」という。）をしようとする者（以下「申出者」という。）は、当該開示対象情報を保有する実施機関に対し、開示申出書（第1号様式。以下「開示申出書」という。）を提出するものとする。

2 申出者は、前項の規定による開示申出に当たり、自己が当該開示対象情報に係る開示対象者本人またはその代理人であることを証明するため、つぎの各号に掲げる申出者の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示し、または提出しなければならない。

(1) 開示対象者本人

ア 開示申出書に記載されている申出者の氏名および住所もしくは居所と同一の氏名および住所もしくは居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証もしくは資格確認書その他法律もしくはこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該申出者が開示対象者本人であることを確認するに足りるものもしくは当該申出者が開示対象者本人であることを確認するため実施機関が適当と認める書類またはその写し

イ アに掲げる書類のほか、開示申出書の送付により開示申出をする場合にあっては、申出者の住民票の写しその他その者がアに掲げる書類に記載された開示対象者本人であることを示すものとして実施機関が適当と認める書類

(2) 開示対象者の代理人

ア 開示申出書に記載されている開示対象者の氏名および住所もしくは居所と同一の氏名および住所もしくは居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証もしくは資格確認書その他法律もしくはこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該開示対象者が本人であることを確認するに足りるものもしくは当該開示対象者が本人であることを確認するため実施機関が適当と認める書類またはその写し

イ 開示申出書に記載されている代理人である申出者の氏名および住所もしくは居所と同一の氏名および住所もしくは居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証もしくは資格確認書その他法律もしくはこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該申出者が代理人本人であることを確認するに足りるものもしくは当該申出者が代理人本人であることを確認するため実施機関が適当と認める書類または

その写し

ウ 戸籍謄本、委任状その他開示対象者の代理人である資格を証明する書類

エ アからウまでに掲げる書類のほか、開示申出書の送付により開示申出をする場合にあっては、代理人の住民票の写しその他その者がアに掲げる書類に記載された代理人本人であることを示すものとして実施機関が適当と認める書類

3 前項に規定するもののほか、つぎの各号に掲げる申出者は、当該各号に定める書類を提出し、または提示しなければならない。

(1) 前条第1項第1号または第2号に規定する相続人またはその代理人

当該死者および開示対象者の戸籍謄本その他開示対象者が当該死者の相続人であることを証明する書類

(2) 前条第1項第3号に規定する権利義務を取得した者

示談書、和解書、裁判所の確定判決書、遺言書その他開示対象者が当該権利義務を取得する者であることを証明する書類

(3) 前条第1項第4号に規定する親権者またはその代理人

当該死者および開示対象者の戸籍謄本その他開示対象者が当該死者の死亡した時点における親権者であることを証明する書類

4 前条第2項の規定により開示申出をした代理人は、当該開示申出に係る死者情報の開示を受ける前にその資格を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を当該開示申出をした実施機関に届け出なければならない。

5 前項の規定による届出があったときは、当該開示申出は、取り下げられたものとみなす。

6 第2項および第3項の規定により実施機関に提示し、または提出する書類のうち、証明書の類については、開示申出日前30日以内に作成されたものによるものとする。ただし、当該証明する事実に変動がないことが明らかであるときは、この限りでない。

(原則開示)

第6条 実施機関は、開示申出があったときは、開示申出に係る開示対象情報に法第78条各号に掲げる不開示情報のいずれかが含まれている場合を除き、申出者に対し、当該開示対象情報を開示するものとする。

(部分開示)

第7条 実施機関は、開示申出に係る開示対象情報に不開示情報が含まれている場合において、当該不開示情報に係る部分を容易に区分して除くことができるときは、申出者に対し、当該部分を除いた情報を開示するものとする。

(開示対象情報の存否に関する情報)

第8条 開示申出に対し、当該開示申出に係る開示対象情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該開示対象情報の存否を明らかにしないで、当該開示申出を拒否することができる。

(開示申出に対する決定等)

第9条 実施機関は、開示申出に係る開示対象情報の全部または一部を開示するときは、その旨の決定をし、申出者に対し開示回答書(第2号様式)により通知するものとする。ただし、申出者との協議により、書面による通知が不要であることを確認している場合は、この限りでない。

2 実施機関は、開示申出に係る開示対象情報の全部を開示しないとき(前条の規定により開示申出を拒否するときおよび開示申出に係る開示対象情報を保有していないときを含む。)は、開示しない旨の決定をし、申出者に対し、開示回答書(第2号様式)により通知するものとする。ただし、申出者との協議により、書面による通知が不要であることを確認している場合は、この限りでない。

(開示の実施)

第10条 死者情報の開示は、閲覧または写しの交付により行うものとする。

2 実施機関は、公文書に記録されている開示対象情報の開示をする場合において、開示対象情報の一部について開示をするとき、当該公文書が破損し、または汚損するおそれがある等当該公文書の保存に支障があると認められるときその他相当の理由があるときは、当該公文書の写しを用いて開示を行うことができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(練馬区死者の個人情報の開示等請求に係る取扱要綱の廃止)

2 練馬区死者の個人情報の開示等請求に係る取扱要綱(平成24年3月29日23練総情第1479号。以下「旧要綱」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行日前に、旧要綱の規定に基づく開示等請求がされた場合における死者の個人情報の開示等については、なお従前の例による。

付 則 (令和5年7月25日5練総情第478号)

この要綱は、令和5年7月25日から施行する。

付 則（令和6年11月8日6練総情第1183号）
この要綱は、令和6年12月2日から施行する。

第1号様式（第5条関係）

年 月 日

（実施機関名） 殿

（開示申出者）

〒 _____

住所 _____
(フリガナ)

氏名 _____

電話番号 _____

開示申出書

練馬区死者情報の取扱いに関する要綱第5条第1項の規定に基づき、下記のとおり死者情報の開示を申し出ます。

記

1 開示を申し出る死者情報および開示対象者

(1) 開示を申し出る死者情報

要綱第4条第1項第 号に規定する情報

(2) 必要な死者情報（特定できるように以下に具体的に記載してください。）

(3) 当該情報の開示対象者（○印を付してください。）

申出者と同じ ・ 申出者と異なる

(4) (3)で「申出者と異なる」を選んだ場合には、以下を記載してください。

（開示対象者）

〒 _____

住所 _____
(フリガナ)

氏名 _____

電話番号 _____

2 開示の実施方法（希望する方法に○印を付してください。）

ア 窓口での閲覧

イ 窓口での写しの交付

ウ 郵送での写しの交付

エ その他 ()

3 申出の趣旨および理由

第2号様式（第9条関係）

練 第 号
年 月 日

様

（実施機関名）

開示回答書

年 月 日付けで開示申出のあった死者情報については、練馬区死者情報の取扱いに関する要綱第9条（第1項・第2項）の規定に基づき、下記のとおり、決定したので通知します。

記

1 決定内容

全部開示 ・ 部分開示 ・ 不開示

2 全部開示・部分開示の内容ならびに不開示とした部分およびその理由

（開示内容）

（不開示部分および理由）

3 不開示決定の理由

担当 練馬区